

クラウドバンク匿名組合約款
平成 29 年 3 月 28 日付 新旧対照表

変更箇所には下線を付しております。

変更前	変更後
<p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>1. この約款は、お客様(以下「<u>本匿名組合員</u>」といいます。)が、クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社(以下「<u>当社</u>」といいます。)を営業者とし、本匿名組合員を匿名組合員とする匿名組合契約(以下「<u>本契約</u>」といいます。)を当社と締結するにあたり、当社(本契約における営業者である当社(以下「<u>本営業者</u>」といいます。)を含みます。)とおお客様の権利義務関係を明確にするためのとりきめを記載したものです。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>第2条 (定義)</p> <p>この約款中の以下の用語は、それぞれ以下の意味を有するものとします。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) 「<u>出資比率(投資ポジション毎)</u>」とは、<u>各対象匿名組合員及び本匿名組合に関連する、ある特定の投資ポジションについて、ある算定時点における、(i)対象匿名組合の当該投資ポジションに対する出資合計額(出資金の返還(返還とみなされるものを含みます。)又は損失の分配(その後、利益の分配により補填されたものを除きます。)があった場合は、その返還又は分配後の金額とします。)を分母とし、(ii)当該算定時点までに当該対象匿名組合員が当該投資ポジションに対して出資した出資金(出資金の返還(返還とみなされるものを含みます。)又は損失の分配(その後、利益の分配により補填されたものを除きます。)が</u></p>	<p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>1. この約款は、お客様が、クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社(以下「<u>当社</u>」といいます。)を営業者とし、本匿名組合員(第2条第4号における「<u>本匿名組合員</u>」をいいます。)を匿名組合員とする匿名組合契約(以下「<u>本契約</u>」といいます。)を当社と締結するにあたり、当社(本契約における営業者である当社(以下「<u>本営業者</u>」といいます。)を含みます。)とおお客様の権利義務関係を明確にするためのとりきめを記載したものです。</p> <p>2. (変更なし)</p> <p>第2条 (定義)</p> <p>この約款中の以下の用語は、それぞれ以下の意味を有するものとします。</p> <p>(1)・(2) (変更なし)</p> <p>(3) 「<u>本匿名組合</u>」とは、本契約により本匿名組合員と営業者の間で組成される匿名組合を個別に又は総称していいます。</p> <p>(4) 「<u>本匿名組合員</u>」とは、お客様を含む本匿名組合の匿名組合員を個別に又は総称していいます。</p> <p>(5) (変更なし)</p> <p>(6) 「<u>出資比率(投資ポジション毎)</u>」とは、ある特定の投資ポジションについて、ある算定時点における、(i)<u>本匿名組合員の当該投資ポジションに対する出資合計額(出資金の返還(返還とみなされるものを含みます。)又は損失の分配(その後、利益の分配により補填されたものを除きます。)があった場合は、その返還又は分配後の金額とします。)を分母とし、(ii)当該算定時点までに個別の本匿名組合員が当該投資ポジションに対して出資した出資金(出資金の返還(返還とみなされるものを含みます。)又は損失の分配(その後、利益の分配により補填されたものを除きます。)があつた場合は、その返還後の金額とします。)を分</u></p>

変更前	変更後
<p>あった場合は、その返還後の金額とします。)を分子とする比率をいいます。</p> <p>(5) 「借入希望者」とは、本事業の遂行のために当社が本営業者として貸付を行う場合に、当該貸付を受けることを希望する者をいいます。「借入希望者」には当社及び日本クラウド証券株式会社は含まれませんが、当社が所属する企業集団の内外に組成される者（特別目的事業体を含みます。）を含むものとします。</p> <p>(6) 「譲渡希望者」とは、本事業の遂行のために当社が本営業者として貸付債権（売掛債権を含みます。以下同じとします。）の第三者からの取得を行う場合に、当該貸付債権を本営業者としての当社に対して譲渡することを希望する者をいいます。「譲渡希望者」には当社及び日本クラウド証券株式会社は含まれませんが、当社が所属する企業集団の内外に組成される者（特別目的事業体を含みます。）を含むものとします。</p> <p>(7) 「対象債権」とは、本事業の遂行のために、(i)本営業者が<u>本件借入人</u>に対して実行した貸付に基づく貸付債権又は(ii)本営業者によって<u>第三者</u>から取得される貸付債権をいいます。</p> <p>(8) 「対象匿名組合」とは、本事業を目的とする当社を営業者とする匿名組合のうち、<u>本匿名組合に関連する投資ポジションと同一の投資ポジションを1以上有する匿名組合(本匿名組合を含みます。)</u>を総称していいます。 (新 設)</p>	<p>子とする比率をいいます。</p> <p>(7) 「借入希望者」とは、本事業の遂行のために当社が本営業者として貸付を行う場合に、当該貸付を受けることを希望する者をいいます。「借入希望者」には当社及び日本クラウド証券株式会社は含まれませんが、当社が所属する企業集団が、<u>その内外に組成する者</u>（特別目的事業体を含みます。）を含むものとします。</p> <p>(8) 「譲渡希望者」とは、本事業の遂行のために当社が本営業者として貸付債権（売掛債権を含みます。以下同じとします。）の第三者からの取得を行う場合に、当該貸付債権を本営業者としての当社に対して譲渡することを希望する者をいいます。「譲渡希望者」には当社及び日本クラウド証券株式会社は含まれませんが、当社が所属する企業集団が、<u>その内外に組成する者</u>（特別目的事業体を含みます。）を含むものとします。</p> <p>(9) 「対象債権」とは、本事業の遂行のために、(i)本営業者が<u>借入希望者</u>に対して実行した貸付に基づく貸付債権又は(ii)本営業者によって<u>譲渡希望者</u>から取得された貸付債権をいい、「<u>主要対象債権</u>」とは、<u>対象債権のうち、本営業者が当該投資ポジションにおいて主要な貸付先として予め本匿名組合員に対してその資金使途、担保及び保証の有無等</u>を示して説明したものをいいます。 (削 除)</p> <p>(10) 「対象債権の取得」とは、(i)本営業者が借入希望者に対して貸付を実行し、(ii)<u>提携貸金業者等（当社又は当社が認める第三者であって当社と提携する国内外の貸金業者又は金融機関をいいます。）</u>が当該借入希望者に対して実行した貸付に基づく債権を譲り受け、(iii)当社若しくは当該提携貸金業者が発掘した譲渡希</p>

変更前	変更後
<p>(9) 「<u>対象匿名組合員</u>」とは、<u>対象匿名組合の匿名組合員（本匿名組合員を含みます。）を総称して</u>いいます。</p> <p>(10) 「<u>投資タイプ</u>」とは、<u>本事業を目的とした当社を営業者とする匿名組合において取得される対象債権の類型を</u>いいます。投資タイプは、<u>対象債権に係る貸付の対象、担保及び保証の有無並びにその他の要素により類型化</u>されます。</p> <p>(11) 「<u>投資ポジション</u>」とは、<u>投資タイプによって類型化された、本事業を目的とした当社を営業者とする匿名組合において取得される対象債権のうち、更に、本匿名組合による投資開始日及び投資期間の組み合わせにより類型化される対象債権を</u>いいます。</p> <p>(12)・(13) (省 略)</p> <p>(14) 「<u>分配利益額（投資ポジション毎）</u>」とは、<u>第13条第4項における意味を有</u>します。</p> <p>(15)～(19) (省 略)</p> <p>(20) 「<u>本匿名組合</u>」とは、<u>本契約により組成される匿名組合を</u>いいます。</p> <p>(21) 「<u>本匿名組合員</u>」とは、<u>本匿名組合の匿名組合員としてのお客様を</u>いいます。</p> <p>(22) 「<u>本匿名組合損益</u>」とは、<u>本匿名組合に係る本事業の利益及び損失を</u>いいます。</p> <p>(23) 「<u>本匿名組合損失（投資ポジション毎）</u>」とは、</p>	<p><u>望者から貸付債権を譲り受け、又は(iv)他の投資ポジションに属する対象債権を当該投資ポジションに帰属させることを</u>いいます。但し、<u>対象債権の取得には、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号、その後の改正を含みます。）第2条第2項に定める「債権管理回収業」に該当するものを含まないもの</u>とします。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(11) 「<u>投資ポジション</u>」とは、<u>本匿名組合において当社が営業者として、複数の対象債権の全部又は一部の組合せによって構成されることを予定して本匿名組合員に対し目標金額、募集期間、運用予定期間、主要対象債権の概要（その資金使途、担保又は保証の有無等を言いますがこれらに限られません。）その他の要素をあらかじめ説明することで出資を募る出資対象事業の一部を</u>いいます。</p> <p>(12)・(13) (変更なし)</p> <p>(14) 「<u>分配金（投資ポジション毎）</u>」とは、<u>本匿名組合利益（投資ポジション毎）について、本匿名組合員に対して各計算期間に係るその出資比率（投資ポジション毎）に応じて実際に分配される投資ポジション毎の本匿名組合の利益の額を</u>いいます。</p> <p>(15)～(19) (変更なし)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(20) 「<u>本匿名組合損益</u>」とは、<u>本匿名組合に係る本事業の利益及び損失を</u>いいます。</p> <p>(21) 「<u>本匿名組合損失（投資ポジション毎）</u>」とは、</p>

変更前	変更後
<p>本匿名組合に関連する各投資ポジション毎に個別に計算される本匿名組合の損失をいいます。</p> <p>(24) 「本匿名組合利益(投資ポジション毎)」とは、本匿名組合に関連する各投資ポジション毎に個別に計算される本匿名組合の利益をいいます。</p> <p>(25) 「募集期間(投資ポジション毎)」とは、本契約に関連する投資ポジション毎に設定された募集期間をいいます。</p> <p>(26) 「払込期日(投資ポジション毎)」とは、本契約に関連する投資ポジション毎に設定された募集期日又は本匿名組合員により出資の申込みがなされた金額が当該投資ポジションの目標金額に至った日のいずれか早い日の翌営業日をいいます。</p> <p>(新 設)</p>	<p>各投資ポジション毎に個別に計算される本匿名組合の損失をいいます。</p> <p>(22) 「本匿名組合利益(投資ポジション毎)」とは、各投資ポジション毎に個別に計算される本匿名組合の利益をいいます。</p> <p>(23) 「募集期間(投資ポジション毎)」とは、投資ポジション毎に設定された募集期間をいいます。</p> <p>(24) 「払込期日(投資ポジション毎)」とは、投資ポジション毎に設定された募集期日又は本匿名組合員により出資の申込みがなされた金額が当該投資ポジションの目標金額に至った日のいずれか早い日の翌営業日をいいます。</p> <p>(25) 「計算期間」とは、各暦月又は本営業者が投資ポジション毎に定める一定期間をいいます。</p>
<p>第4条 (クラウドファンディング口座による処理)</p> <p>本匿名組合員が本営業者との間で行う本匿名組合に関する取引については、出資金の払込み、分配金・清算金の支払いその他本匿名組合に関する取引につき発生する金銭の授受等そのすべてを、日本クラウド証券を通じて本口座により処理します。</p>	<p>第4条 (クラウドファンディング口座による処理)</p> <p>本匿名組合員が本営業者との間で行う本匿名組合に関する取引については、出資金の払込み、分配金・清算金の支払い、<u>出資の価額(出資の一部又は全部が損失によって減少したときはその減少に相当する額を控除した残額をいいます。)</u>の返還その他本匿名組合に関する取引につき発生する金銭の授受等そのすべてを、日本クラウド証券を通じて本口座により処理します。</p>
<p>第6条 (本事業)</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、本匿名組合との関連で行う本事業の範囲については、第7条に基づき本匿名組合員が選択及び追加した投資ポジションに属する対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業の範囲とします。<u>但し、第9条第2項に基づき、営業者が、本匿名組合員が選択又は追加した投資ポジションとは投資タイプを異にする対象債権を取得する場合、かかる対象債権から生じる収益を確保することも、本匿名組合との関連で行う本事業の範囲とします。</u></p>	<p>第6条 (本事業)</p> <p>1. (変更なし)</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、本匿名組合との関連で行う本事業の範囲については、第7条に基づき本匿名組合員が選択及び追加した投資ポジションに属する対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業の範囲とします。<u>なお、第9条に基づき、本営業者が、本匿名組合員が選択又は追加した投資ポジションにおける主要対象債権以外の対象債権から生じる収益を確保することも、本匿名組合との関連で行う本事業の範囲とします。</u></p>

変更前	変更後
<p>3. (省 略)</p> <p>4. (省 略)</p> <p>5. 本匿名組合員は、出資金を含む本財産の一切について所有権その他の権利を持たないものとします。また、本匿名組合員は、第13条各項及び第14条に従い損益の分配を受け又は分配金の支払いを受ける他は、本事業から得られる収益及び費用について、いかなる権利又は持分ももたないものとします。</p> <p>第7条 (投資条件の選択)</p> <p>1. 本匿名組合員は、<u>本契約の締結に際し、本営業者との合意により、1以上の本契約に関連する投資ポジションを選択するものとします。</u> (新 設)</p> <p>2. 本匿名組合員は、<u>本契約の締結後も、本営業者との合意により、随時本契約に関連する投資ポジションを追加することができます。</u></p> <p>第8条 (出資)</p> <p>1. 本契約に基づく出資の募集は、日本クラウド証券を通じて本契約に関連する投資ポジション毎に行います。募集期間(投資ポジション毎)は、本営業者が当該投資ポジション毎に別途定める3か月以内の任意の期間とします。</p> <p>2. 本匿名組合員が、日本クラウド証券に対して募集期間(投資ポジション毎)において、当該投資ポジションへの出資の申込みを行った場合、本匿名組合員は、当該募集において日本クラウド証券が定める出資金の払込みを行います。</p> <p>3. 前項に基づく出資金の払込みは、払込期日(投資ポジション毎)において、日本クラウド証券を通じて、本口座からの引き落としにより行われるものとします。払込期日(投資ポジション毎)にお</p>	<p>3. (変更なし)</p> <p>4. (変更なし)</p> <p>5. 本匿名組合員は、出資金を含む本財産の一切について所有権その他の権利を持たないものとします。また、本匿名組合員は、第13条及び第14条に従い損益の分配を受け又は分配金の支払いを受ける他は、本事業から得られる収益及び費用について、いかなる権利又は持分ももたないものとします。</p> <p>第7条 (投資条件の選択)</p> <p>1. 本匿名組合員は、本営業者との合意により、<u>出資の申込みを行う金額を示して、1以上の投資ポジションを選択するものとします。</u></p> <p>2. <u>お客様が選択した投資ポジションに対して出資の申込みを行った金額の全部又は一部が、当該投資ポジションについて既に申し込まれた出資に係る金額と合計して当該投資ポジションの目標金額を上回ることになる場合、当該お客様による当該投資ポジションへの出資の申込みは当該投資ポジションの目標金額を上回る範囲で自動的に効力を失い、当該お客様はその範囲に係る当該投資ポジションへの出資を行うことができません。</u></p> <p>3. 本匿名組合員は、本営業者との合意により、随時投資ポジションを追加することができます。</p> <p>第8条 (出資)</p> <p>1. 本契約に基づく出資の募集は、日本クラウド証券を通じて投資ポジション毎に行います。募集期間(投資ポジション毎)は、本営業者が当該投資ポジション毎に別途定める3か月以内の任意の期間とします。</p> <p>2. 本匿名組合員が、日本クラウド証券に対して募集期間(投資ポジション毎)において、当該投資ポジションへの出資の申込みを行った場合、<u>当該本匿名組合員は、当該募集において日本クラウド証券が定める出資金の払込みを行います。</u></p> <p>3. 前項に基づく出資金の払込みは、払込期日(投資ポジション毎)において、日本クラウド証券を通じて、本口座からの引き落としにより行われるものとします。払込期日(投資ポジション毎)にお</p>

変更前	変更後
<p>いて出資金の払込みが履行されない場合、本匿名組合員による当該募集期間（投資ポジション毎）に関連する投資ポジションへの出資の申込みは自動的に効力を失い、本匿名組合員は当該投資ポジションへの出資を行うことができません。</p>	<p>いて出資金の払込みが履行されない場合、本匿名組合員による当該募集期間（投資ポジション毎）に関連する投資ポジションへの出資の申込みは自動的に効力を失い、<u>当該本匿名組合員は当該投資ポジションへの出資を行うことができません。</u></p>
<p>4. （省 略）</p>	<p>4. （変更なし）</p>
<p>第9条 （事業の遂行）</p>	<p>第9条 （事業の遂行）</p>
<p>1. <u>当社又は当社が認める第三者であって当社と提携する国内外の貸金業者又は金融機関（以下「提携貸金業者等」といいます。）は、募集期間（投資ポジション毎）中、前条に基づく出資金の受付と併行して、当該募集期間（投資ポジション毎）に関連する投資ポジションに合致する貸付の借入希望者又は当該投資ポジションに合致する貸付債権の譲渡希望者を発掘する努力を行います。当該投資ポジションに合致し又は近似する借入希望条件を提示する借入希望者又は譲渡希望者が選定された場合であって、それらの希望する金額を充足する出資金が組成されている場合には、募集期間（投資ポジション毎）終了後、(i)当社は当該借入希望者に対して貸付を実行し、(ii)提携貸金業者等は当該借入希望者に対して実行した貸付に基づく貸付債権を当社に譲渡し、又は(iii)当社若しくは当該提携貸金業者が発掘した譲渡希望者から貸付債権を譲り受けるものとします。</u></p> <p>2. <u>本営業者は、提携貸金業者による借入希望者及び譲渡希望者の発掘状況を踏まえ、その裁量により、お客様が本匿名組合契約に基づき本営業者に出資した出資金の2分の1未満の額を、本匿名組合員が選択した投資ポジションとは投資タイプを異にする貸付を実行し又は貸付債権を当該提携貸金業者若しくは譲渡希望者から譲り受けることができるものとし、本匿名組合員は予めこれを異議なく承諾するものとし、この場合でもなお、本営業者は、主として本匿名組合員が選択した投資ポジションに含まれる借入希望者に貸付け、又は貸付債権を譲り受けるものとし、ただし、当該貸付債権の譲り受けの取引は、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号、その後の改正を含みます。）第2条第2項に定める「債権管理回収業」に該当するものを含まないものとし</u></p>	<p>1. <u>本営業者は、当該投資ポジションの運用開始後速やかに、当該投資ポジションの成立時に当該投資ポジションについて出資された出資金の2分の1を超える額をもって、主要対象債権の取得を行います。また、本営業者は、主要対象債権の全部が債務者、保証人又は担保提供者から弁済され、第三者に譲渡され、若しくは他の投資ポジションによって取得される日又は当該投資ポジションの運用期限が到来する日のいずれか早い日まで、主要対象債権を保有することで当該投資ポジションの運用を継続するよう努めます。但し、当該投資ポジションの運用期限が到来する日において主要対象債権に係る債務者、保証人又は担保提供者から返済期日までの主要対象債権の全額の返済がない場合、本営業者は、その裁量により、当該投資ポジションの運用期間を延長することができるものとします。</u></p> <p>2. <u>本営業者は、その裁量により、当該投資ポジションの運用期間中、本匿名組合員が当該投資ポジションの成立時に当該投資ポジションに出資された出資金の2分の1未満の額をもって、本匿名組合員が選択した投資ポジションの主要対象債権以外の対象債権の取得を行うことができるものとし、本匿名組合員は予めこれを異議なく承諾するものとし</u></p>

変更前	変更後
<p>ます。</p> <p>3. 本営業者は、<u>本匿名組合員</u>が選択した投資ポジションに合致する借入希望者への貸付又は貸付債権の譲受を実現するため、<u>異なる複数の匿名組合（対象匿名組合</u>を含みますが、これに限定されません。）における営業者として、同一の借入希望者に対して貸付を行うこと又は貸付債権を提携貸金業者から譲り受け若しくは同一の譲渡希望者から貸付債権を譲り受けることができるものとし</p> <p>4. 本営業者が譲り受けた対象債権に関する金銭消費貸借契約その他の関連契約において、本件借入人の返済遅延その他の債務不履行が生じた場合、本件借入人に対する督促、交渉及び回収は、その方法、内容（サービサーへの売却、訴訟提起、分割弁済合意、一部債務免除を含みます。）その他一切の事項につき、本営業者の裁量によって行うことができるものとし</p> <p>5～10. （省 略）</p> <p>11. 本営業者は、出資金を本営業者の固有財産及びその他本営業者の行う他の事業に係る財産と分別して管理するため、<u>金融商品取引法第40条の3及び金融商品取引業等に関する内閣府令第125条に定める基準として次に掲げるものを満たすもの</u>と</p> <p>（1）・（2） （省 略）</p> <p>第11条 （営業者の報酬）</p> <p>本営業者は、<u>本事業遂行の役務に対する報酬を本財産より受け取ることが</u>できるものとし</p> <p>第13条 （利益及び損失）</p> <p>1. （省 略）</p> <p>2. 本事業に関する収益、費用及びその損益計算は、以下のとおりと</p> <p>（1）～（2） （省 略）</p>	<p>3. 本営業者は、<u>お客様</u>が選択した投資ポジションに合致する借入希望者への貸付又は貸付債権の譲受を実現するため、<u>他の本匿名組合（投資ポジションを共通とするもの</u>を含みますが、これに限定されません。）における営業者として、同一の借入希望者に対して貸付を行うこと又は貸付債権を提携貸金業者から譲り受け若しくは同一の譲渡希望者から貸付債権を譲り受けることができるものとし</p> <p>3. 本営業者が取得した対象債権に関する金銭消費貸借契約その他の関連契約において、本件借入人の返済遅延その他の債務不履行が生じた場合、本件借入人に対する督促、交渉及び回収は、その方法、内容（サービサーへの売却、訴訟提起、分割弁済合意、一部債務免除を含みます。）その他一切の事項につき、本営業者の裁量によって行うことができるものとし</p> <p>5～10. （変更なし）</p> <p>11. 本営業者は、<u>金融商品取引法第40条の3及び金融商品取引業等に関する内閣府令第125条に定める基準として次に掲げるものを満たす方法で、本匿名組合員の出資金を本営業者の固有財産及びその他本営業者の行う他の事業に係る財産と分別して管理するもの</u>と</p> <p>（1）・（2） （変更なし）</p> <p>第11条 （営業者の報酬）</p> <p>本営業者は、<u>計算期間毎に、本事業遂行の役務に対する報酬として、対象債権より生じた利息又は遅延損害金の受領時の各投資ポジションにおける対象債権の残高の2.0%に相当する金額を上限とし、対象債権より生じた利息又は遅延損害金の内からのみ受け取ることができ、その他の本匿名組合財産から受け取ることができないもの</u>と</p> <p>第13条 （利益及び損失）</p> <p>1. （変更なし）</p> <p>2. 本事業に関する収益、費用及びその損益計算は、以下のとおりと</p> <p>（1）～（2） （変更なし）</p>

変更前	変更後
<p>(3) 損益の計算 本営業者は、<u>各暦月又は本営業者が定める一定期間（以下「計算期間」といいます。）</u>ごとに、<u>第(1)号及び第(2)号に規定された収益及び費用の各項目に基づき、本匿名組合に関連する各投資ポジション毎に個別に、本匿名組合利益（投資ポジション毎）及び本匿名組合損失（投資ポジション毎）を計算するもの</u>とします。</p> <p>3. 本事業の損益は、本事業に関連する投資ポジション毎に、<u>本匿名組合員及び本事業を目的とする他の匿名組合契約の匿名組合員（本匿名組合員以外の対象匿名組合員を含みます。）</u>に分配されるものとします。</p> <p>4. 本匿名組合利益（投資ポジション毎）<u>については、本匿名組合員及び本匿名組合員以外の対象匿名組合員に、関連する投資ポジション毎に、各計算期間に係る出資比率（投資ポジション毎）に応じて分配します（これにより本匿名組合員に対して実際に分配される、投資ポジション毎の本匿名組合の利益の額を、以下「分配利益額（投資ポジション毎）」</u>とします。)</p> <p>5. 本匿名組合損失（投資ポジション毎）<u>については、本匿名組合員及び本匿名組合員以外の対象匿名組合の匿名組合員に、関連する投資ポジション毎に、当該計算期間に係る出資比率（投資ポジション毎）に応じて分配します。但し、本匿名組合員に分配された損失の累計額が出資金の額を超過する場合には、本匿名組合員は出資金の額の範囲内でのみこれを負担します。</u></p> <p>6. ある計算期間において本匿名組合損失（投資ポジション毎）が生じた後のいずれかの計算期間における本匿名組合利益（投資ポジション毎）<u>については、本匿名組合損失（投資ポジション毎）の累計額が存する場合において、前項に基づき本匿名組合員が負担しない本匿名組合損失（投資ポジション毎）の累計額がある場合は、当該本匿名組合損失（投資ポジション毎）の補填にまず充当し、なお本匿名組合利益（投資ポジション毎）の残額がある場合には、本項に従い本匿名組合員及び本匿名組合員以外の対象匿名組合の匿名組合員に</u>分</p>	<p>(3) 損益の計算 本営業者は、<u>計算期間毎</u>に、第1号及び第2号に規定された収益及び費用の各項目に基づき、投資ポジション毎に個別に、本匿名組合利益（投資ポジション毎）及び本匿名組合損失（投資ポジション毎）を計算するものとします。</p> <p>3. 本事業の損益は、本事業に関連する投資ポジション毎に、<u>その出資金の額に応じて本匿名組合員に</u>分配されるものとします。</p> <p>4. 本匿名組合利益（投資ポジション毎）は、本匿名組合員に、関連する投資ポジション毎に、各計算期間に係る出資比率（投資ポジション毎）に応じて分配します。</p> <p>5. 本匿名組合損失（投資ポジション毎）<u>については、本匿名組合員に、関連する投資ポジション毎に、当該計算期間に係る出資比率（投資ポジション毎）に応じて分配します。但し、本匿名組合員に分配された損失の累計額が出資金の額を超過する場合には、本匿名組合員は出資金の額の範囲内でのみこれを負担します。</u></p> <p>6. ある計算期間において本匿名組合損失（投資ポジション毎）が生じた後のいずれかの計算期間における本匿名組合利益（投資ポジション毎）<u>については、本匿名組合損失（投資ポジション毎）の累計額が存する場合において、前項に基づき本匿名組合員が負担しない本匿名組合損失（投資ポジション毎）の累計額がある場合は、当該本匿名組合損失（投資ポジション毎）の補填にまず充当し、なお本匿名組合利益（投資ポジション毎）の残額がある場合には、本項に従い本匿名組合員に</u>分配された本匿名組合損失（投資ポジション毎）の補</p>

変更前	変更後
<p>配された本匿名組合損失（投資ポジション毎）の補填に当該計算期間における出資の割合に応じて充当し、本匿名組合利益（投資ポジション毎）の分配はかかる本匿名組合損失（投資ポジション毎）の累計額の補填に充当した後の残額を限度として、これを行います。</p>	<p>填に当該計算期間における出資の割合に応じて充当し、本匿名組合利益（投資ポジション毎）の分配はかかる本匿名組合損失（投資ポジション毎）の累計額の補填に充当した後の残額を限度として、これを行います。</p>
<p>7・8. （省 略）</p> <p>9. 本条及び本契約のその他の規定にかかわらず、本営業者は、必要に応じ、<u>本条及び本契約のその他の規定による方法によらず、合理的な方法により、本匿名組合損益を算定し、本匿名組合利益（投資ポジション毎）及び本匿名組合損失（投資ポジション毎）を分配することができます。</u></p>	<p>7・8. （変更なし）</p> <p>9. 本条及び本契約のその他の規定にかかわらず、本営業者は、必要に応じ、合理的な方法により、本匿名組合損益を算定し、本匿名組合利益（投資ポジション毎）及び本匿名組合損失（投資ポジション毎）を分配することができます。</p>
<p>第14条 （分配金）</p>	<p>第14条 （分配金）</p>
<p>1. 本営業者は、毎計算期間の満了日までの収支に基づき、投資ポジション毎に設定された期日までに、別途本営業者が定める方法により計算された分配金を、本財産より出資比率（投資ポジション毎）に応じて、<u>本匿名組合員に対し、本口座に支払うものとします。</u></p> <p>2. <u>本匿名組合員は、本営業者が別途規定する手続に従い、分配金を本口座から受け取る代わりに、当該分配金を他の投資ポジションに対する出資金とすることができます。</u></p> <p>3. <u>分配金の支払に要する費用は、本事業の費用として本財産より支払われるものとします。</u></p> <p>4. 本営業者が、適用ある法令（所得税法（昭和43年法律第33号、その後の改正を含みます。）第210条を含みます。）により、この約款に基づく本匿名組合員に対する支払いについて何らかの金額を減額又は控除しなければならない場合、本営業者は当該金額を減額又は控除することができるものとし、本匿名組合員は<u>ここにこれを同意</u>します。</p> <p>5. <u>ある計算期間について第1項に従って支払われる分配金の合計額が、当該計算期間について本匿名組合員に分配される分配利益額（投資ポジション毎）及び当該計算期間前において本匿名組合員に分配された分配利益額（投資ポジション毎）（但し、分配金の分配がなされていないものに限ります。）の合計額を超過する場合は、かかる超過分は、出資金の返還として処理するものとします。</u></p>	<p>1. 本営業者は、毎計算期間の満了日までの収支に基づき、投資ポジション毎に設定された期日までに、別途本営業者が定める方法により計算された分配金を、本財産より出資比率（投資ポジション毎）に応じて、本匿名組合員に対し支払うものとします。</p> <p>（削 除）</p> <p>2. <u>分配金の支払に要する費用は、本営業者が負担するものとします。</u></p> <p>3. 本営業者が、適用ある法令（所得税法（昭和43年法律第33号、その後の改正を含みます。）第210条を含みます。）により、この約款に基づく本匿名組合員に対する支払いについて何らかの金額を減額又は控除しなければならない場合、本営業者は当該金額を減額又は控除することができるものとし、本匿名組合員は<u>これに同意</u>します。</p> <p>（削 除）</p>

変更前	変更後
<p>第15条 (出資金の返還)</p> <p>1. 本営業者は、第18条第2項に基づき、<u>本契約に関連する投資ポジションの存続期間が終了した場合に、当該投資ポジションに関連する出資金の返還を行う他、その裁量により、適宜出資金の返還を行うことができるものとします。</u></p> <p>2. (省 略)</p> <p>3. 出資金の返還に要する費用は、<u>本事業の費用として本財産より支払われるものとします。</u></p>	<p>第15条 (出資金の返還)</p> <p>1. 本営業者は、第18条第2項に基づき、投資ポジションの存続期間が終了した場合に、当該投資ポジションに関連する出資金の返還を行う他、その裁量により、適宜出資金の返還を行うことができるものとします。</p> <p>2. (変更なし)</p> <p>3. 出資金の返還に要する費用は、<u>本営業者が負担するものとします。</u></p>
<p>第16条 (会計及び報告)</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 本匿名組合に関する本匿名組合員に対する報告は、<u>本契約に関連する投資ポジション毎に作成される分配計算書をもって行うものとします。</u></p> <p>3. 本営業者は、<u>本契約に関連する各投資ポジションの存続期間の間、当該投資ポジションに係る前項の分配計算書を毎月作成するものとします。</u></p> <p>4. (省 略)</p>	<p>第16条 (会計及び報告)</p> <p>1. (変更なし)</p> <p>2. 本匿名組合に関する本匿名組合員に対する報告は、投資ポジション毎に作成される分配計算書をもって行うものとします。</p> <p>3. 本営業者は、各投資ポジションの存続期間の間、当該投資ポジションに係る前項の分配計算書を毎月作成するものとします。</p> <p>4. (省 略)</p>
<p>第18条 (存続期間)</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. <u>本契約に関連する投資ポジションの存続期間は、第7条に従い選択された投資ポジションに従うものとします。但し、この期間が満了した時点において、当該投資ポジションに属する対象債権が残存する場合には、これが完済され又は処分される日まで当該投資ポジションの存続期間は<u>当然に延長されるものとします。</u></u></p>	<p>第18条 (存続期間)</p> <p>1. (変更なし)</p> <p>2. 投資ポジションの存続期間は、第7条に従い選択された投資ポジションに従うものとします。但し、この期間が満了した時点において、当該投資ポジションに属する<u>主要対象債権が残存する場合には、本営業者の裁量により、これが完済され又は処分される日まで当該投資ポジションの存続期間は延長されるものとします。</u></p>
<p>第19条 (契約の終了)</p> <p>1. 本契約は、以下のいずれかにあたる事由が生じた場合には、当然に終了するものとします。</p> <p>(1)・(3) (省 略)</p> <p>2. (省 略)</p> <p>3. 前項までの規定にかかわらず、本匿名組合員が投資ポジションへ出資した<u>金額の全額 (元本が毀損した場合にはその毀損した分に相当する金額を除</u></p>	<p>第19条 (契約の終了)</p> <p>1. 本契約は、以下のいずれかにあたる事由が生じた場合には、当然に終了するものとします。<u>なお、本条において本匿名組合員とは個別の本匿名組合員を指すものとし、各本匿名組合員は、他の本匿名組合員に生じた事情の影響を受けないものとします。</u></p> <p>(1)・(3) (変更なし)</p> <p>2. (変更なし)</p> <p>3. 前項までの規定にかかわらず、本匿名組合員が投資ポジションへ出資した<u>価額 (出資の一部又は全部が損失によって減少したときはその減少に相当</u></p>

変更前	変更後
<p>きます。以下、本項において同様とします。)の返還を受けていない場合、又は分配利益額(投資ポジション毎)の全額の分配を受けていない場合には、その全額の返還又は分配がなされるまでの間、本口座からの出金又は届出事項の変更を除く一切の行為をできないものとし、その全額の返還及び分配の完了をもって本契約は終了するものとします。</p> <p>4・5. (省 略)</p> <p>第22条 (個人情報、企業情報)</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 本営業者は、個人情報又は企業情報を第三者(弁護士、会計士、税理士等、職業上守秘義務を負う専門家を除きます。)に開示、提供せず、本事業の遂行のために必要な範囲を超えて利用しないものとします。但し、法令等に定める除外事由に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>3. (省 略)</p> <p>第24条 (口座管理料)</p> <p>1. 本営業者は、この約款に定める諸手続の費用として、本営業者の定めるところにより、口座管理料をいただくことがあります。</p> <p>2. 前項の場合、口座管理料のお支払は、日本クラウド証券を通じて、本口座からの引き落としにより行うことができるものとします。</p> <p>第25条 (準拠法及び合意管轄)</p> <p>1・2. (省 略)</p> <p>第26条 (分離独立性)</p> <p>本契約のいずれかの条項が違法または無効とされたとしても、他の条項についてその適法性又は有効性に何らの影響をも及ぼさないものとし、本匿名組合員はあらかじめこれに同意するものとします。</p> <p>第27条 (約款の変更)</p> <p>1. この約款は、法令等の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、本営業者により変更されることがあります。なお、変更の内容が、本</p>	<p>する額を控除した残額をいいます。以下、本項において同様とします。)の返還を受けていない場合、又は分配金(投資ポジション毎)の全額の分配を受けていない場合には、その全額の返還又は分配がなされるまでの間、本口座からの出金又は届出事項の変更を除く一切の行為をできないものとし、その全額の返還及び分配の完了をもって本契約は終了するものとします。</p> <p>4・5. (変更なし)</p> <p>第22条 (個人情報、企業情報)</p> <p>1. (変更なし)</p> <p>2. 本営業者は、個人情報又は企業情報を第三者(弁護士、公認会計士、税理士その他の職業上守秘義務を負う専門家を除きます。)に開示若しくは提供せず、又は本事業の遂行のために必要な範囲を超えて利用しないものとします。但し、法令等に定める除外事由に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>3. (変更なし)</p> <p>(削 除)</p> <p>第24条 (準拠法及び合意管轄)</p> <p>1・2. (省 略)</p> <p>第25条 (分離独立性)</p> <p>本契約のいずれかの条項が違法又は無効とされたとしても、他の条項についてその適法性又は有効性に何らの影響をも及ぼさないものとし、本匿名組合員はあらかじめこれに同意するものとします。</p> <p>第26条 (約款の変更)</p> <p>1. この約款は、法令等の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、本営業者により変更されることがあります。なお、変更の内容が、本</p>

変更前	変更後
<p>匿名組合員の従前の権利を制限し若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更内容を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申し出がないときは、その変更に同意したものとします。</p> <p>2. (省略)</p>	<p>匿名組合員の従前の権利を制限し若しくは本匿名組合員に新たな義務を課すものであるときは、その変更内容を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申し出がないときは、その変更に同意したものとします。</p> <p>2. (変更なし)</p>

以上